

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成27年10月9日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年4月における職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、民間の給与が職員の給与を1,542円（0.41%）上回ったことから、給料表の引上げ改定を行うこととし、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きつつ、高齢層も含めて給料表の水準を引き上げることとしました。

特別給についても、民間の支給月数が職員を上回ったことから引上げを行い、年間4.20月としました。昨年に引き続いての給料表の引上げと特別給の引上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながると思います。

本年の勧告では、給料表等の改定のほか、本年4月から進めている給与制度の総合的見直しの着実な実施を図るため、諸手当を改定することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、雇用と年金の接続、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、一人ひとりが県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民の視点に立った、質が高く効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感を持って全力で職務に専念されることを強く望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、各部門で職務に精励している多くの職員がいることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。